令和７年度（2024 年度）労働者派遣事業の状況について

労働派遣法（法第２３条　第５項）の規定により事業報告書（令和７年４月から令和８年３月）の内容に基づき、以下の通り情報を提供いたします。

労働派遣の実績及びマージン率等
事業所の名称　：株式会社エムエスイ
事業所の住所他：大阪市中央区久太郎町３丁目６番１号　伊藤佑ビル大阪本町４階

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金（1 日８時間当たりの平均額)	②派遣労働者の賃金（１日８時間当たりの平均額)	マージン率
5	3	42,511	28,560	32.8%

マージン率は、以下の計算式で算出されます。（小数点第２位以下を四捨五入）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣の料金の平均①} - \text{派遣労働者の賃金の平均額②}}{\text{労働者派遣の料金の平均額①}}$$

マージン率に含まれる費用は以下の通りです。

③社会保険料		事業主が負担する健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・労災保険料
④交通費、有給休暇費用		通勤手当を含む交通費実費（事業主負担)、年次有給休暇取得時にかかる賃金（事業主負担）
⑤会社運営費	健康保険診断料	一般健診及び生活習慣予防健診の受診費用
	就業管理費用	管理スタッフの人件費・教育訓練費用等
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・事務所費・通信費等
	募集採用費用	派遣労働者の募集にかかる求人費用等
営業利益		労働者派遣料金から労働者の賃金より上記諸費用を差し引いた利益 ①－②－③－④－⑤

労働者派遣法第３０条の４第１項の労使協定を締結しているか否かの別等
　労働者派遣法第３０条の４第１項の労使協定を締結している
　　当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者　　）
　　当該労使協定の有効期間の終期　　（令和　７年３月３１日　　）

教育訓練に関する事項
・安全教育
・情報セキュリティ教育
・一般社員研修
・各種技術研修

以　上